

【第3期坂戸市地域福祉計画 取組一覧】

【基本目標4 安全・安心のくらしの実現】  
安全・安心に生活できる環境をつくります

(1) 一人ひとりの人権の尊重

資料1-1  
①令和4年度実績報告

(計画書P82~83)

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和4年度実績(実施内容又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤指標(項目)・実績						
		R2	R3	R4	R5	R6						指標(項目)	R1	R2	R3	R4	R5	(R6目標)
31	人権教育の推進	●	●	●	○	○	学校教育課 教育センター 社会教育課 公民館 入西地域交流センター	【学校教育課】 担当者が参加する人権にかかわる研修会等の内容を各校で周知します。	人権教育担当者が人権にかかわる各種研修会や実践報告会等へ積極的に参加し、各校においてそれらの内容を周知しました。授業研修会を行い、多くの教職員が参加しました。また、動画配信も行いました。	各校において人権教育担当の入れかわりが多い。	今後も引き続き人権教育を推進し、開催方法を工夫していきたい。	坂戸市学校人権教育専門委員会の開催回数	3	2	2	3		
		●	●	○	○			【社会教育課・公民館・入西地域交流センター】 公民館や地域交流センターにおいて人権講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。	公民館及び地域交流センターにおいて、人権講座を実施しました。 人権講座実施回数:23回 参加人数:641人	若い世代の参加が少ない状況です。	幅広い年代に参加いただけるよう、積極的な広報につとめていきます。参加しやすいように実施回数、実施時間帯等の調整を行います。	人権講座実施回数及び参加人数(公民館等 人権講座) ①実施回数 ②参加人数	①30回 ②1,309人	①23回 ②701人	①13回 ②398人	①23回 ②641人		①36回 ②1,440人 ①31回 ②1,344人
32	児童虐待等の防止事業の推進	●	●	×	○	○	こども支援課	要保護児童対策地域協議会を核として関係機関と連携を図り、児童虐待等の防止、早期発見、支援に努めます。また、児童虐待防止のための啓発活動を実施します。	要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関と連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、支援に努めました。 代表者会議:1回、実務者会議:4回(内1回書面会議) また、児童虐待防止の啓発品や啓発ポスターを市内公共施設等に設置し、市民の虐待防止に対する意識の高揚を図りました。	児童虐待対応においては、内容が複雑・多様化していることから、関係機関とのより密な連携が必要となっています。また、ケースワーカーの相談・対応技術の向上が求められます。	関係機関との密な情報共有により連携強化を図るとともに、ケースワーカーの研修受講等による技能向上に努めます。また、引き続き児童虐待防止に関する市民の意識の高揚を図ります。	キャンペーン啓発者数	3,000人	3,000人 (公共施設等に啓発品を設置)	3,000人 (公共施設等に啓発品を設置)	実施なし		
33	高齢者虐待防止事業の推進	●	●	●	○	○	高齢者福祉課	市と地域包括支援センターが連携し、住民、民生委員・児童委員、介護保険事業者等からの高齢者虐待に関する相談・支援を行います。また、研修やパンフレット等による周知により高齢者虐待防止を図ります。	市と地域包括支援センター、関係機関が連携し高齢者虐待に関する相談・支援を実施しました。また、研修会開催やパンフレット配布での周知により高齢者虐待防止を図りました。	引き続き関係機関と連携を図る必要があります。	地域包括支援センターの対応力向上のため、年に1回虐待に関する研修会を実施します。	高齢者虐待相談案件数	53件	36件	33件	42件		
34	障害者虐待防止体制の充実	●	●	●	○	○	障害者福祉課	虐待の防止及び早期発見、早期支援に努めるとともに、関係機関と連携し虐待防止の体制の充実・強化を図ります。	通報のあった障害者虐待事案について、ケースごとに対応し、緊急性の高いものについては即時の訪問調査を行いました。	障害者は虐待に関するSOSを自ら発することが困難な場合もあるので、市職員及び支援者は通報を受けた際に限らず、障害者と接する際には細かな虐待の兆候を見逃さないよう常に意識しておく必要があります。	市職員及び支援者に適宜研修を受講させるなど、虐待対応に関する知識と方法を習得することで、素早い対応を可能にしていきます。	虐待対応件数	4件	3件	12件	30件		
35	市民後見人の養成・支援	●	●	●	○	○	高齢者福祉課 障害者福祉課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、坂戸市社会福祉協議会と連携し、養成及び支援を行います。	市民後見人を対象としたフォローアップ研修、市民後見人啓発事業として講演会を開催しました。	社会福祉協議会の法人後見受任に併せ、市民後見人の活動のための支援体制の構築を図る必要があります。	講座修了者の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、活動支援等に努めます。	市民後見人養成講座受講者数	19人	33人	30人	28人		

※①年度計画注釈 ○→実施予定、●→実施済、×→未実施

※■→第3期坂戸市地域福祉計画に示した指標

( )内はH30年度の現状となります。1/2

(2) バリアのないまちづくり

(計画書P86)

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和4年度実績(実施内容又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤指標(項目)・実績						
		R2	R3	R4	R5	R6						指標(項目)	R1	R2	R3	R4	R5	(R6目標)
36	障害のある人への理解促進と交流の推進	×	×	×	○	○	スポーツ推進課 障害者福祉課	障害者スポーツ大会等を実施し、参加者相互の交流を深めるほか、障害のある人への理解促進に努めます。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業を中止としました。	室内で行う種目が多く、人同士の距離を確保できず、密になることから、事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じる必要があります。	開催方法や新たな種目の検討をしてきます。	①障害者ふれあいスポーツ大会参加者数 ②障害者スポーツ体験者数	①137名 ②約50人	—	—	—		
37	障害のある人に対する理解を深めるための啓発事業の実施	●	●	●	○	○	障害者福祉課	障害者週間等において、関係団体などの協力を得て各種啓発を行うなど、心のバリアフリーの推進を図るための啓発事業を実施します。	12月3日～9日の障害者週間等において、関係団体等の協力を得て各種啓発を行いました。手話言語の国際デーである9月23日にブルーライトアップを実施しました。	障害のある人に対する理解促進を図るため、普及啓発していく必要性があります。	障害のある人に対する理解促進を図るため、障害者当事者による普及啓発活動を行います。	啓発事業回数	1回	0回	1回	2回		
38	再犯防止等の推進	●	●	●	○	○	福祉総務課	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援し、再犯の防止等を推進します。	保護司の充足率の向上や保護司及び更生保護女性会の活動の周知を図るため、社会を明るくする運動強化月間である7月に広報さかどに活動内容などを掲載しました。	保護司の欠員が生じているため、保護司の適任者確保の取組が必要です。	継続的に広報さかどに活動内容などを掲載し、保護司の充足率の向上を目指します。	保護司の充足率	70%	85%	85%	75%		100% (80%)

(3) 避難行動要支援者への支援

(計画書P88～89)

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和4年度実績(実施内容又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤指標(項目)・実績						
		R2	R3	R4	R5	R6						指標(項目)	R1	R2	R3	R4	R5	(R6目標)
39	避難行動要支援者支援のためのネットワークづくり	●	●	●	○	○	防災安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課	避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時における避難行動支援体制のネットワークづくりを進めます。	避難行動要支援希望者の登録を随時行いました。また、自主防災組織代表者に避難行動要支援者の情報提供を行いました。	避難行動被支援希望者の安否確認協力者を選任する必要があります。	自主防災組織の代表者に避難行動要支援者への協力と安否確認協力者を選任していただけるよう働きかけていきます。	避難行動被支援希望者登録台帳新規登録者数	避難行動被支援者の情報提供および名簿の作成・更新を行いました。	47名	73名	39名		1,700人 (1,616人)

(4) 地域の防災・防犯体制の充実

(計画書P91)

No.	主な取組	①年度計画					担当課・所	事業内容	②令和4年度実績(実施内容又は実施しなかった理由)	③課題	④課題への対応策・今後の方向性	⑤指標(項目)・実績						
		R2	R3	R4	R5	R6						指標(項目)	R1	R2	R3	R4	R5	(R6目標)
40	民生委員・児童委員による高齢者見守り活動の実施	●	●	●	○	○	福祉総務課	民生委員・児童委員による「お達者訪問」活動において、金融商品詐欺や振り込み詐欺による被害の防止、交通事故防止の呼びかけなどを実施します。	高齢者が金融商品詐欺や振り込み詐欺、交通事故などの被害に遭わないために、個別訪問や地域行事に参加し「お達者訪問」活動を実施しました。	コロナ禍で積極的な戸別訪問が推奨されない中、ポストインなど非接触型のアプローチなど工夫が必要です。	今後ポストインなど非接触型のアプローチも導入し、今後も高齢者を詐欺被害などから守るため、活動していきます。	「お達者訪問」世帯数	21,666世帯	13,099世帯	15,002世帯	14,506世帯		維持 (25,377世帯)